

受講手続き案内

管理監督者・労務担当者講習

職場の第一線の管理監督者が果たすべき役割は、極めて重要であり、そのためには、労務管理、安全衛生管理、安全配慮義務等に関する労働基準法、労働安全衛生法等、関係法令を体系的に理解しておく必要があります。

具体的には、係長、職長、所長、店長等の管理監督者が時間外労働を命じ、作業の指示を行うなど業務の遂行を管理するにあたって、配下の労働者に対して負う、安全確保及び健康確保の業務についての知識が必要となります。

また、人事労務担当者は、業務を処理していくうえで、労務管理、安全管理のスタッフとして、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の知識を必要とします。

そこで、「管理監督者研修用テキスト」を用いて労働基準法、安全衛生法、並びに「働き方改革」に伴う改正労働基準法等の関係法令について、メンタルヘルス対策やパワハラ、セクハラ等を含め体系的に知識を深めるための講習会を開催しますので受講をおすすめします。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 70名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・時間・受講料 (申込書の2ページ目に掲載)

4 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料

- (1) 持参の場合：当協会窓口で「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。
(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)
(※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



5 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行します](#)。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したものの(申込書の次頁に掲載)と一緒に[受講される方に必ず、お渡しください](#)。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。